



農業政策等に関する 意見書を提出

12月11日、農業委員会の谷内会長、鯖戸会長職務代理者、香西農政部長が町長室を訪れ飯田町長に農業政策等に関する意見書を提出し国や北海道に対して働きかけを要請しました。内容は以下のとおりです。

1 自然災害による農業被害対策について

本年9月に発生した北海道胆振東部地震、台風21号など大規模な自然災害による被害が発生している。町独自の支援や上乗せ補助などの施策を実施されているが、引き続き農業者の不安を解消し、将来の営農に希望を持てる事業予算の確保を求めるとともに、今後の自然災害に備えた農業環境整備が必要なことから、今後も発生が予想される大規模自然災害に備え、農業・農村に係る防災・減災対策を推進することを求める。

2 地域の実態に即した担い手への農地集積の推進及び農家戸数減少への取り組みについて

農業経営のコスト削減や農地の地力を高める投資を促進するためにも、担い手農業者の農地所有は重要であり、農地所有権移転を促進する施策拡充を早急に行う必要があることから、下記の事項について強く求める。

また、農家戸数が減少していることから、町内関係団体と連携し、後継者対策や新規就農者への支援など、町独自の施策に取り組むことを求める。

- (1) 農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業（旧農地保有合理化事業）も協力金の対象とすること。
- (2) 譲渡所得税の特別控除額の引き上げ及び特別控除が連年受けられるよう明文化するなど農地の所有権移転を促す施策を講じること。

3 農業基盤整備事業予算の確保について

農業の生産性向上や品質の高い農畜産物の生産、食料自給率の向上のため、基盤整備事業の推進は不可欠であることから、下記の事項について強く求める。

- (1) 農村現場に必要な予算を継続的に確保するとともに、地域のほ場条件にあった弾力的な運用や地元負担の軽減に配慮すること。
- (2) 区画を拡大して作業効率の良い優良農地とするため、農地に介在する離農者の廃屋等の撤去や山林原野など非農地部分の農地化に対する支援制度を創設すること。
- (3) 農地に介在する旧河川敷地等の農業基盤整備等を行うには、購入の方法しかないため、農業者が測量をしなければならず、経済的負担にならないよう配慮すること。
- (4) 農作業の省力化や労働力不足の解消、効率的な作業による経費の削減、生産性の向上に寄与するものと考えられることから、ICTを活用した生産力の強化の実現に積極的に取り組むこと。
- (5) バイオガスプラントについて、十勝管内では複数の計画が予定されているが、売電が困難な状況であり、今後の事業展開に大きな障害となっていることから、事業推進に向けた対策を講じること。

またバイオガスプラント建設に際して、電力供給設備に係る事業費は補助対象外となっており、事業者の自己負担となることから、その軽減を図るための補助対策を講じること。

4 有害鳥獣の駆除対策について

平成 29 年度、本町におけるエゾシカ、キツネなど有害鳥獣による被害総額は約 3,690 万円に達している。今後も「鳥獣被害防止総合対策交付金」の必要予算の確保と期間の延長、並びにハンターの育成・確保のための規制緩和など駆除に取り組める環境整備に努めることを求める。

また近年、十勝管内で急増しているアライグマの農業被害について、実態調査の実施と適正な駆除対策を講じること。

5 国際通商交渉について

国際通商交渉が進められる中、農畜産物の市場開放が強く求められており、交渉の合意内容が地域農業に影響を及ぼすことのないよう、体質強化対策や経営安定強化対策など万全な対策を講じること。

また今後、いかなる国際通商交渉においても重要品目（小麦、牛肉、乳製品、砂糖、雑豆）への必要な国境措置を確保するとともに、その交渉内容や影響などについて丁寧な説明を行うこと。

6 経営支援対策強化について

農業者の努力を無にすることのないよう、食育・地産地消を推進し、青年後継者等が安心して営農を継続できる農政施策として下記事項について強く求める。

- (1) 担い手が長期的に安定して営農が継続できるよう経営安定対策の更なる充実強化を図ること。
- (2) 農業者年金制度で、女性農業者の担い手としての位置づけの強化及び地位向上を図る観点から、直系卑属の配偶者についても対象とすること。

7 農業委員会関係予算の確保について

農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消の活動をより強力にするため、下記事項について強く求める。

- (1) 市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金等の農業委員会関係予算を十分に確保すること。
- (2) 農地情報公開システムの整備に当たり、データの移行及び更新及びシステムの改修等に係る経費については、機構集積支援事業補助金の予算の増額を行い、軽減措置を図ること。
- (3) 今般、十勝管内では 13 人の女性農業委員が選任され、今後、女性農業委員の活躍が期待される中、知見を広げるための研修会等の開催及び参加に係る関係予算を確保すること。

農地所有適格法人報告書の

提出をお願いします

農地所有適格法人（旧呼称：農業生産法人）は、農地法で定められている要件を満たした法人です。

農地所有適格法人は農地法の規定により「農地所有適格法人報告書」を経営地の所在する全ての農業委員会に提出しなければなりません。

報告書を提出されませんと、農地の権利を取得する場合に支障をきたすこととなりますので、必ず提出するようお願いいたします。

■ 提出する書類

- ・ 農地所有適格法人報告書
 - ・ 報告する事業年の農業収入額がわかる書類（損益計算書など）
- 【新規に設立または内容に変更があった場合】
- ・ 定款、株主または組合員名簿

■ 提出期限

各法人の毎事業年度の終了後 3 カ月以内
（例えば決算期が 12 月末の法人の場合は、3 月末まで）

■ 提出先

- ・ 農業委員会事務局または忠類支局

※ 報告書の様式は農業委員会にあります。
また、町ホームページからもダウンロードできます。